

平成30年3月定例教育委員会会議録

1 期 日 平成30年2月22日(木)

2 場 所 南別館3階委員会室

3 開始時間 午後2時00分

4 終了時間 午後4時10分

5 出席者

小西委員長、赤松委員長職務代理者、中原委員、濱田委員、黒木教育長

その他の出席者

田中教育部長、江藤教育総務課長、児玉学校教育課長、田畑スポーツ振興課長、朝倉生涯教育課長、武田文化財課長、新甫学校給食課長、森図書館長、後藤美術館長、宇都都城島津邸館長、黒木教育総務課副課長、清水教育総務課主幹

6 前会議録署名委員

中原委員、濱田委員

7 開会

○小西委員長

ただいまより、3月定例教育委員会を開催します。

8 会議録署名委員の指名

○小西委員長

本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、赤松委員、濱田委員をお願いいたします。

9 議事

【教育長報告】

○委員長

それでは、教育長より報告をお願いいたします。

○教育長報告

今日は議題が沢山ありますので、メモを見ていただくことに留めようかなと思いますが、よろしゅうございますか。

一つだけ、この中に書かれていなくて、不審者の、ちょっと新卒の不審者というか、今日、報告がありました。日曜日なのですけれども、女の子が犬を連れて遊んでいたら、犬を連れて50歳ぐらいの男性が歩いてきて、「一緒に行こう」と言われて、一緒について行って、男性の自宅に連れて行かれたらしいです。今度は、そこで車に乗って、「まんが倉庫に行こう」と言われて、車でまんが倉庫に連れて行かれ、そのときに、車の中で手とか触られたらしいですけれども、帰ってきて、その女の子は機転をきかして、「友達の家に会いに行かないといけないので」と言って、そこから友達のところに行こうとしたら、その男の人が一緒についてきた。ところがその友達のところに行ったらなくて、慌てて別の友達のところへ駆け込んで、事なきを得たということです。ちょっと今までに例をみない不審者行動がありましたので、そのことだけご報告させていただきます。

【報告第134号～第136号】

○委員長

今日は、報告が11件、議案が9件の計20件です。

まず、報告第134号～第136号までを島津邸館長よりご説明をお願いします。

○都城島津邸館長

それでは報告いたします。報告第134号、都城島津邸五月人形展開催要項の制定についてご説明します。

市内外の方々から広く武者人形を募って、島津邸本宅に展示し、伝統的家屋である本宅と五月人形を多くの方に鑑賞、観覧していただくというのが目的でございます。都城島津邸が主催で行うもので、開催期間は、4月24日、火曜日から5月27日、日曜日まで、通常どおり、本宅観覧料100円のみで観覧するものでございます。

続きまして、報告第135号、島津de端午2018の開催要領の制定についてでございます。

ゴールデンウィークに子どもたちが喜ぶイベントを開催することによって、都城島津邸に家族等で沢山来ていただきたいという願いを込めまして、島津de端午2018を開催するものでございます。主催は都城島津邸で、開催日は1日のみ、5月5日、祝日の土曜日になります。10時から15時で開催することになっております。場所は、島津広場にて開催。このイベントの参加は無料になります。内容としまして、下長飯のじゃんかん馬、ぼんちくんとみやぎき犬を呼んでいるところでございます。ステージイベントでは、昨年度より、島津義弘を含む熊本城おもてなし武将隊に、演舞とパフォーマンスをしていただくことしております。また、資料に今回は、立花宗重、閻千代と読みます、奥さんになりますが、雷切丸と記載してありますが、福岡県柳川市にあります御花立花家史料館のイメージキャラクターなのですが、こちらと親交がありますので、武将隊に友情出演をしていただくことになっております。芝生のところでは、ハンドメイドマーケットやフードマーケット、そして、子ども鎧試着や竹馬、ベーゴマなどの昔遊びを同時開催することになっております。

最後に、報告第136号でございます。都城島津邸さつき展の共催についてでございます。さつき展も例年同様、都城さつき盆栽友人会の会員の皆さんが丹精込めて育てていただきましたさつきと山野草約40鉢を、本宅内で飾り、盆栽の魅力と本宅を観覧していただくものでございます。開催期間は、5月17日、木曜日から20日、日曜日まで、本宅の観覧料のみで100円で観覧できることになっております。このさつきや山野草は、島津では作れませんので、先ほど言いました都城さつき盆栽友人会の皆様と共催で開催するものでございます。

以上、今回3つの報告事案を報告いたしました。数々のイベントを開催することで、都城島津邸に多くの方々に来ていただきまして、観覧していただきたいという願いのもとに開催、企画するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長

ありがとうございました。

報告3件の内容について、お尋ねがありましたらお願いします。

お尋ねしますが、五月人形は、閉会中は島津邸に預かるのですか。

○都城島津邸館長

開催中は、本宅の中に展示しておきますので、管理のほうは友人会の方たちにさせていただいております。

○委員長

五月人形は、開催日期间以外は島津邸で保管されているのですか。

○都城島津邸館長

これは、寄贈がある分は島津邸の中に、普段、倉庫の中に入れておきまして、この期間だけ、寄託で借りてきているものもありますので、それは返却いたします。

○委員長

寄贈などは増えているのですか、数は。

○都城島津邸館長

多少、今の時期になりますと、市民の方から提供の申し出がございまして、何でもかんでも受けると量が

増えるので、1回見させていただいた上で、時代的な背景とか、何か色々見て、頂いたりとか、今回借りるだけというのを決めております。

○委員長

それでは、報告の3件を承認させていただきます。

【報告第133号】

○委員長

報告第133号について、美術館長よりご説明お願いいたします。

○美術館長

報告第133号、平成29年度都城市立美術館作品収集委員会の答申についてご報告申し上げます。

平成30年2月5日付で、平成29年度都城市立美術館作品収集委員会へ諮問した美術資料の作品収集について、収集委員会の先生方のほうから収集可ということで、答申をいただきました。

諮問の内容につきましては、前回の1月5日の定例委員会で、作品リスト等をお示ししてございました内容につきまして、2月5日に収集委員会を開催いたしました。委員の先生方は、福岡アジア美術館の前顧問で、現在、福岡市文化政策アドバイザーをされている安永幸一先生、元宮崎県立美術館の顧問をされておりました土屋公雄先生、宮崎大学教育学部教授の石川千佳子先生、3名の方に審査をしていただきました。

審査内容につきましては、別紙のほうに、諮問答申書と所見一覧を付けておりますので、そちらのほうをご覧ください。

寄贈作品が12点、その他が2点となっております。所見一覧の3番目にあります大野重幸の読み方が当時、ふりがなが入っておりませんので「へん」とふりがなが入っておりませんので、「へん」と読むのか「あたり」と読むのかよく調査ができていないです。この作品は、中央公民館に掛っていた作品で、長年露出していた関係で、傷みが激しいということで、所管は生涯学習課のものなのですが、一時こちらのほうで預かって保管をする。将来的には、移管の手続きをして、うちのほうで管理をしていきたいと思っております。13番の青花磁器瓶というのは、文化財課の所管でありまして、これは保管場所が文化財課の施設には、適切な場所がないということで、こちらの収蔵庫でお預かりするというもので、所管替え等はいたしません。残りの作品につきましては、1番桑畑佳主巳さんが三股出身の方で、現在は神戸にお住まいです。油彩の作品。それから2番の益田玉城「姫街道」については、個人で、柳田喜美子様からの寄贈ということで、頂いております。ほかの作品につきましては、今年度の特別企画展で出品していただいた作家の方たちから寄贈いただいたものです。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。

○赤松委員

13番の青花磁器瓶というのは、何度もご紹介いただいたものなのですが、安永先生、石川先生のコメントを見ると、一度、専門家にきちんと見てもらったほうがいいのか、こういう取り扱いでいいのかと、どちらにもマークが入らずにアスタリスクがぼんと入っている状況なのですが、この作品の場合は、取り扱いが収蔵OKとならずにまだ未定になっているとか、そのように考えてよろしいのでしょうか。

○美術館長

この作品については、美術館の所蔵品という取り扱いはしないということでアスタリスクを書いているのですが、これは文化庁の審議官の指導がありまして、文化財課のキャビネットに保管をしていたのですが、ちゃんとした収蔵庫で保管をするようにという指導を受けまして、文化財課は適当な収蔵庫を持っておりませんので、こちらで預かるということで、あくまでもうちの所蔵品ではないというところで、可・不可が入っていないところです。

○赤松委員

そういう意味なのですか。ここにこういう所見が述べられていますけれども、このように鑑定に見てもらうのであれば、また別途予算がいたりとか、そのようになってくるのだらうと思うのですけれども、こういう意見を受けて、今後、この方向に向けての取り扱いがなされると考えていいのですか。

○美術館長

こちらの磁器瓶の鑑定内容、処遇については、文化財課のほうで今後行いますので、文化庁のほうでも非常に興味を持っておられるようなので、もしかするか重文指定になるかもしれないというニュアンスのこともおっしゃっていたので、ちゃんと保存をなさいという指導を受けて、今回の委員会に提出したことになっております。

○委員長

そのほかありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

報告第133号を承認させていただきます。

【報告第137号】

○委員長

それでは、報告第137号をスポーツ振興課長よりご説明お願いいたします。

○スポーツ振興課長

まずは、資料が当日の配布ということになりまして、大変ご迷惑をおかけしております。

本件につきましては、総合政策課を主管課として、共同で連携して、第二次都城市スポーツ整備ビジョンを、現在、策定中であります。現在、ビジョンにおきましては、ご存知のとおり、県の県立陸上競技場が山之口に整備決定した関係で、作業スケジュールが遅れてしまっているという現況ではあるのですが、県が基本計画を現在策定中でございますので、その内容を踏まえて、ビジョンを完成するという状況になっております。また、その中で、後で説明しますが、平成30年度からの10年間のビジョンということで、今回、3月議会に提案するにあたり、予算関係でどうしてもビジョンの中身がある程度わかってくるということで、骨子の案について、議会にお諮りするということに急ぎよくなったものですから、今回、教育委員会に報告するものでございます。

それでは、お手元の資料によりまして、説明させていただきます。

資料の2ページをお開きください。

本スポーツ施設等整備ビジョンについては、スポーツ振興の拠点となる運動公園、1ページの上のほうに①から⑥まで書いてある6つの拠点、準拠点となる運動公園について、ビジョンを主に作成するという予定でございます。市民の健康増進、競技力の向上、大規模な大会誘致、合宿やキャンプ等に利用できるスポーツ拠点施設の整備を計画的に行うために、本ビジョンを定めます。計画期間については、先ほど申し上げましたとおり、平成30年度からの10年間の計画となっております。具体的な事業年度については、主事業計画等で編成していくことになります。

続いて、3ページ、4ページになります。

先ほど申し上げましたとおり、本スポーツ整備ビジョンの対象は6つの拠点運動公園ということにしております。4ページ目のほうが、第一次ビジョンということで、平成29年度まで整備した第一次スポーツ整備ビジョンにつきましては、運動公園ごとに整備方針と主な整備内容ということで、今までどういったことをやってきたかということが記載されております。後でご覧いただきたいと思っております。

続いて、5ページ、6ページをお開きください。

現在の各拠点施設等の利用状況については、年次的な施設改修、それから、新設した施設等で、年々利用状況等については増加傾向にあるということで分析しております。6ページのキャンプ合宿等の利用状況に

つきましても、合宿の補助制度の拡充ですとか、都城PR課等の誘致活動等により、キャンプや合宿活動は年々増加している状況であります。特に、本市の場合については、サッカー、野球等の合宿が多いという状況になっております。現在、平成28年度で85団体、2661名という実績となっている状況でございます。

続いて、7ページ、8ページをお開きください。

今回のビジョンの大きな要素となります2巡目国体に向けた整備がございます。これについては、先ほど申し上げましたとおり、県が一極集中ではなくて、分散開始という考え方から、陸上競技場、体育館、プールについては県内の各市に分散するという事で、陸上競技場が山之口町、体育館が延岡市、プールが市内の圏域という事で決まっている状況でございます。これについては、平成36年度までに、施設の整備をするという事で現在、県が基本計画を策定しているという状況でございます。その中で、山之口町の運動公園に県立陸上競技場を整備するという事になっておりますので、これの整備に関する基本的な考え方については、昨年9月に県が公表されております。中身については、県と市で共同整備する。それから、県政地域におけるスポーツランドの拠点として、キャンプ誘致や競技力向上に向けた取り組みを県と連携して進めるという事で、想定される施設概要については、次のとおりという事で、まず、メインスタンドを有しまして、国体の時に、開閉会式が行われることが想定されます第一種の陸上競技場、そして、第三種の補助競技場、それにあわせて遠的競技の練習場という事で、3つの施設が今回山之口町に立地する予定でございます。現在、定期的な県との協議で、担当課で打ち合わせをしている状況でございます。

続いて、9ページ、10ページをお開きください。

以上を踏まえた第二次ビジョンの基本方針という事で、第一次でも基本方針となっております機能的分散配置の考え方を継承させていただいて、選択と集中という事で、競技または特性を活かした整備を進めていくという方針をとっております。まずは、早水公園の整備についてという事で、下のほうにメインアリーナですけれども、現在、サブアリーナ、武道場を整備しております。また、弓道場については本年から供用開始をしています。早水公園につきましても、屋内施設の整備が完了するのをもって本年10月から供用開始の予定でございますが、主に屋内競技をメインとした整備を図るという事でお示ししております。下の10ページのほうに施設のレイアウトという事で、完成のレイアウト図が書いてあります。鷹尾上長飯通線も施設の整備とあわせて道路の整備をしております。開館後については、駐車場も現在400台程度を千台程度に増設して、対応したいと考えております。

平成31年の高校総体については、屋内施設は完成するのですが、駐車場がまだ途中になるという事で、仮設等で対応する場合も想定されるところでございます。

続きまして、11ページ、12ページをお開きください。

山之口運動公園の整備でございます。これについては、先ほども申し上げましたとおり、県立陸上競技場を整備するという事で、下の写真はイメージという事で、岡山県の総合グラウンドの陸上競技場という事で、約15,000人程度の観客収容能力がある競技場がこういった形で作られるのではないかとこの想定イメージでございます。12ページにつきましては、施設のレイアウト案という事で、今現在、体育館、野球場、多目的広場、陸上競技場を有しているところですが、このレイアウトにございますように、大きな3つの施設を県が整備する予定でございます。こちらについては、県のほうで今現在、基本計画を作っているという事で、明らかになった時点でビジョンにあわせて取り組みをして、完成という運びになっております。

続きまして、都城運動公園でございます。

都城運動公園については、市の体育館、武道館、弓道場の機能は現在、早水公園のほうに機能を移転しております。ただ、地区の方々の利用が多かった関係で、利便性の確保という事で、地区住民の皆様の部分については、地区施設の機能を充実するために、近隣の施設という事で、まずは、姫城地区にございます勤労青少年体育センター、それから、妻ヶ丘地区の上長飯一萬城地区体育館、この2つの体育館を耐震補強

を行って大規模改修するというので、これについては、勤労青少年体育センターについては平成32年度、上長飯一万城地区体育館については平成33年度で供用開始をするということで、利便性を確保するという計画でございます。あわせて、実際のな都城運動公園の整備につきましては、14ページにお示ししてありますように、日常の市民の方の利用があるというところで、特に、テニスコートについては利用が多いというところでございます。

それをもちまして、15ページ、16ページをお開きください。

都城運動公園については、陸上競技場、テニスコート、野球場の3つの機能に集約させていただきたいと考えております。テニスコートにつきましては、砂入り人工芝16面を整備し、テニスの拠点として国体等の誘致を図りたいということで考えております。

また、陸上競技場については、そのままの機能を維持しまして、日常的な市内の中高等学校の部活動の練習ですとか、市民の健康の場として活用させていただく。現在、公認競技場として使っておりますが、県立陸上競技場の完成後については、市民広場的な形で活用させていただきたいと考えております。

野球場につきましては、平成31年度までに大規模改修を予定しております。内外野の全面改修ですとか、スコアボードとバックスクリーン、防球ネット等の整備をいたしまして、プロ野球の合宿、キャンプ等に対応できる施設に生まれ変わる予定でございます。また、下の図面にもございますが、現在、300台程度となっております駐車場を確保するというので、600台程度の駐車場を整備する予定でございます。図面については、テニスコートを陸上競技場に下のほうに16面、それから野球場の上に駐車場を整備する予定でございます。

続いて、17ページ、18ページをお開きください。

高城運動公園でございます。

高城運動公園については、体育館の改修ですとか、屋内競技場の整備を終えまして、今現在、色々な市民の利用、大会、キャンプ等でも使用していただいております。今回のビジョンにつきましては、野球場の防球ネットを張るということで、硬式野球等への試合の対応ですとか、大学、企業等のキャンプの誘致に対応できるようにしたいと考えております。また、駐車場も不足している状況がございますので、臨時駐車場の確保を検討したいと考えております。

続きまして、19ページ、20ページでございます。

山田運動公園の整備でございます。

山田運動公園につきましては、ほかの運動公園と比べてコンパクトな形で作っている関係で、市民の利用、小規模な大会の実施が現在、利用として大きなウエイトを占めている状況でございます。そういった機能は確保しながら、野球場のバックスクリーンが倒壊しているということで、主に改修をメインとした利便の確保を図りたいと考えております。

続いて、21ページ、22ページをお開きください。

高崎運動公園でございます。

高崎運動公園につきましても、パークゴルフや遊具施設、それから温泉施設とスポーツができる環境については恵まれておまして、合宿や大会の開催等で活用されております。今回、サッカー、ラグビー等の大会開催を目的として、多目的広場に防球ネットの設置、それから、陸上競技場にラグビーのゴールポストを設置することで機能の強化を図りたいと考えているところでございます。

最後に、23ページをお開きください。

今回、早口で説明させていただきましたが、主な整備方針についてはこちらに示しております。冒頭で申し上げましたとおり、今回のビジョンの大きな目的は、県立陸上競技場を誘致するというので、そちらに大きな事業費がかかります。また、都城運動公園をソフトテニス等の国体の開催に向けて、本市としても計画したいということで、開催希望もいたしております。この大きな2点を軸として、ビジョンを形成していく予定でございます。この10年間で投資額等を確保しながら、今現在、最終的な計画を練っている段階で

ございます。

今後につきましては、現在、各競技団体や、特に妻ヶ丘地区の関係の皆様、それから、体育協会、近隣の小中学校等にも、今現在、説明会を進めております。3月に全員協議会での冊子をもとに総合政策課が説明会をするという予定でございます。それを踏まえまして、5月ぐらいにパブリックコメントを実施しまして、完成ということになります。

なお、本冊子につきましては、まだ議会に公表していない内容でもございますので、厳重に取扱注意で保管をしていただければと思います。ほかの説明会では、説明して回収しているという状況でございますので、教育委員の皆様についてはくれぐれもデータ管理については、ご配慮をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長

それでは、改めて熟読させていただきます。取り扱いを注意していただきたいと思ひます。承認させていただきます。

#### 【報告第130号、議案第55号～第56号】

○委員長

それでは、報告第130号及び議案第55号、第56号を生涯学習課長よりご説明をお願いいたします。

○生涯学習課長

それでは、**報告第130号** 都城市よか・余暇・楽習ネットワーク事業実施要項の制定についてご説明いたします。

実施要項制定の経緯をご覧ください。これまで、この事業につきまして、民間のノウハウを活かして、先進的な取り組みを行うNPO法人きらりネット都城が実施主体となることで、本市の生涯学習の推進が図られてきました。市は、本事業を実施するNPO法人きらりネット都城に対して、予算に定める範囲内におきまして補助金を交付してきました。しかし、平成29年7月13日に、NPO法人きらりネット都城の理事長より、平成30年度以降の事業継続の難しい面の申し出がありました。この申し出を受けまして、内部協議した結果、市直営で実施することが決定しました。現在は、市直営の事業実施に移行するに伴い、事業を利用して学習活動を行う学習者及び指導者への影響が最小限となるよう、引き継ぎを行っているところでございます。つきましては、平成30年度からのよか・余暇・楽習ネットワーク事業実施について、要項で定める必要があるため報告するものでございます。

別紙実施要項には、趣旨、事業の定義、学級申し込みの方法、学習料などについて規定しております。また、資料に関連する書類を添付しております。

次に、**議案第55号**、都城市公民館条例施行規則の一部改正についてご説明いたします。議案の次の都城市公民館条例施行規則の一部改正についてという資料をご覧ください。一部改正の理由につきましては、公民館利用申請、公民館利用変更申請、器具備品等使用料減額申請、公民館使用料還付申請の許可書及び不許可書について、行政不服審査法の審査請求及び取り消し訴訟の対象となり得ますが、これまで、利用者への教示が明示されていませんでした。そのため、利用者に分かりやすく、教示することを目的として、様式を改正するものでございます。あわせて、様式の文面修正と利用申請の一本化を図るため、各様式を改正するものでございます。

なお、改正内容につきましては、ご覧ください。

施行日は、平成30年4月1日としております。規則の新旧対照表、旧様式と新様式につきましては、添付しておりますので、ご覧ください。

それでは、**議案第56号** 都城市教育集会所規則の一部改正についてご説明いたします。

議案の次の都城市教育集会所規則の一部改正という資料をご覧ください。一部改正の理由につきまして

は、教育集会所の使用料について、申請書と許可書の様式が異なり、申請に基づく許可の内容が許可書上、不明確な事例や申請書において使用料の積算が不明確な事例がございました。このことにつきまして、平成28年度定期間接的事項によりまして、申請書上、使用料算定に必要な事項が不明確であることが一因であるため、様式の改正を含めた対応策を早急に検討するよう指摘を受けました。したがって、教育集会所利用許可申請書様式1号及び様式2号を一部改正して対応するものでございます。あわせて、様式の文面修正と利用申請書の一本化を図るため、各様式を改正するものでございます。

また、当該許可及び不許可について、行政不服審査表の審査請求及び取り消し訴訟の対象になり得ますが、これまで利用者への教示が明示されていなかったため、教示分を掲載した様式へと改正するものでございます。

なお、改正内容については、ご覧ください。

規則の新旧対照表、旧様式と新様式については添付しているのでご覧ください。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長

どうもありがとうございました。

お尋ねがありましたら。

○濱田委員

議案第55号ですが、公民館の利用を申請した時に、その許可が生涯学習課から出されると思うのですが、その時に、不許可になった時に、それに対する不服が利用者側にあった場合に、それに対する不服申立があるのだということが明記されたということですか。

○生涯学習課長

そういうことでございます。

○委員長

お尋ねいたします。

NPO法人きらりネット都城で継続が難しいと言われた理由というか、どのような理由を…。

○生涯学習課長

それまで一番運営に関わる大きな予算は、賃金と運営管理でございますが、これまでNPO法人きらりネット都城が以前はコミュニティセンターの指定管理を受けていましたけれども、今回は、よか・余暇・楽習ネットワークの事業費だけで賄ってしまっていて、それがなかなか、これまでの預金を食い潰しながらやってきて、それが赤字になるところでございますので、運営が難しいということでございます。市からは、学習者と指導者がいらっしゃいますが、指導者に関わるお金の3分の1以内で補助をしております。ですから410万円以内なのです。ですから、講師の先生の学習回数が少なければ、逆に市の補助金も少なくなるわけです。ですからそこで、段々とお金が足りなくなって、今回、難しくなったということを受けまして、市で実施することになりました。

○委員長

ということは、NPO法人きらりネット都城の学習者の数が減っているということですね。

○生涯学習課長

学習者の数と学習回数が減っています。

○委員長

わかりました。

○濱田委員

きらり体験教室ときらり学習教室の違いはちょっとわからなかったです。

○生涯学習課長

体験教室は、体験をしてからグループになって、グループで申し込むという形になります。体験の時は、

グループではなくて、何人かいらっしやって、体験をして、その中で5人以上とか6人以上のグループになって学習するという形になっております。

○委員長

それはよく市の広報に載っていますよね。

成立する場合もあるし、成立しない場合もあるわけなのですね。

○濱田委員

市が直営されるということになって、仕組みとしては変わらないということですか。

○生涯学習課長

今までNPO法人がやっていたことを学習者と指導者をつなぐ役目の調整を市が行っていくということでございます。

○委員長

このきりネット都城の前は、もともとはそうだったのですね。

○生涯学習課長

そうです。

○委員長

NPO法人になって。

○濱田委員

そうしますと、運営の仕方があるかもしれないですけども、既に赤字状態という。赤字と言っはいけないかもしれないですけども、お金が入ってこない状況になったのですか。

○生涯学習課長

今までは、学習者の学習料はNPO法人の中に入っていて、その中からやっていたのです。それと市の補助金とやっていました。今回は、学習料は全額市に入りますので、その中で賄っていく時に、今回は嘱託職員を2名雇用する予定なのですが、それとあと、職員が事務補助をしますが、これにつきましては、嘱託職員の賃金はNPO法人の賃金より安いので、十分賄っていきます。前は賃借料ということで、市場の駅を借りていましたけれども、あそこも生涯学習課でやっていきますので、そういう料金が少なくなっていくので、とりあえずは赤字ではないとは考えております。

○委員長

議案についてよろしいでしょうか。

それでは、報告第130を承認させていただきまして、議案第55号、56号を決定させていただきます。

【報告第125号～第127号、議案第49号～第51号】

○委員長

報告第125号～第127号、議案第49号～第51号までを、教育総務課長よりご説明をお願いいたします。

○教育総務課長

教育総務課は、今回報告3事案、議案3事案です。まずは、報告からご説明させていただきます。

**報告第125号** 専決処分した事務、平成29年度都城市教育委員会名義後援、共催についてご説明いたします。

名義後援、共催ともに平成30年1月20日から2月15日までの集計としております。

名義後援は15件を承認しております。学校教育関係1件、生涯学習関係1件、スポーツ関係6件、その他教育総務課で受け付けた分7件となっております。

次に、共催につきまして報告いたします。共催は、13件を承認しております。すべて学校教育関係とな

っております。

続きまして、**報告第126号** 教育長職務執行者の指名についてです。

お手元に差し換えの資料があるかと思しますので、そちらのほうをご覧ください。

事前にお配りしました資料は、教育長職務代理者の指名と名称がなっておりました。本日お配りした資料は、教育長職務執行者の指名となっております。教育長職務代理者と執行者の違いにつきましては、後ほどご説明いたします。

既にご承知のとおり、黒木教育長が今月24日をもって任期満了でご勇退されます。それに伴いまして、翌日の25日から新教育委員会制に移行いたします。しかしながら、現在、新教育長がまだ決まっておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律補足第5条に基づき、新教育長が任命されるまでの間、都城市教育委員会委員のうちから市長が教育長職務執行者を指名することとなります。

1枚めくってください。こちらが2月23日、明日ですけれども、告示される予定となっております。事前に教育委員会に報告するものです。なお、小西委員長は2月定例教育委員会、議案第48号で3月31日付の辞職につきましては、既に委員会で同意をいただいております。2月25日から3月31日までの35日間、教育長職務執行者として小西委員長、どうぞよろしくお願ひいたします。

教育長職務執行代理者と執行者の違いについて、ご説明いたします。

教育長職務執行代理者とは、現存している教育長が病気や事故等の理由で欠けた場合に、教育長に代わって教育長の職務を行う者をいいます。教育長職務執行者とは、新たな教育委員会の組織体制におきまして、正式な教育長が決定するまでの期間に、教育長の職務を行う方をいいます。そういう使い分けをして、今回は執行者を選択いたしました。よろしくお願ひします。

それでは、続きまして、**報告第127号** 第二次都城市文化振興計画策定についてでございます。

本件につきましては、2月の定例委員会におきまして、重要業績評価指標でありますKPIについてご指摘がございました。資料を2枚めくっていただきます。A3の資料をお開きください。

右側のほうの一番下、15ページになりますけれども、こちら多様な媒体を活用した幅広くきめ細やかな文化情報の収集、活用についてのKPIです。前回は、市内に残る史跡の説明板及び標柱整備件数となっておりますけれども、変更後はこのように、文化財情報のホームページアクセス数に変えたところでございます。

1枚前に戻っていただきます。

コミュニティ文化課が今年度の策定を目指しておりまして、明日の庁議に付議することから、事前に教育委員の皆様にご理解をいただきたいということで、特に意見はありませんという回答をさせていただいたところでございます。報告については以上でございます。

続きまして、議案のほうにまいります。

議案第49号でございます。都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則の一部改正についてです。下記の下1番で、改正の理由が書いてあります。先ほども申し上げましたけれども、黒木教育長が2月24日をもって退任されることに伴いまして、翌日の25日から教育委員会が新制度に移行いたします。したがって、新制度におきましては、教育委員長という役職そのものがなくなるため、本規則につきまして、所要の改正をするものでございます。

2番の改正の内容をご覧ください。

まず、(3)をご覧ください。委員長の選挙についての項目を削除いたしました。こちらは17条と18条が関係いたします。教育委員長、そして、教育委員長の職務代理者を毎年、教育委員会が選任しております。今回、新制度に移行するにあたって、その必要がないため、削除いたします。新制度におきましては、教育長は市長が任命し、教育長職務代理者は教育長が指名することとなっております。

(2)をご覧ください。委員長の文言をすべて教育長に直します。14条、16条、20号です。17条

は下のほうの選挙の事項ですので、そもそも削除されることとなります。(4)ですけれども、あとは条例に伴うものです。今回(3)の選挙の項目を削除いたしますので、規則の名称そのものを「及び選挙等に関する」を削除することといたします。

それでは続きまして、**議案第50号**をご覧ください。

こちらが都城市教育委員会の組織及び事務分掌等に関する規則の一部改正についてでございます。

まず、1つには、図書館が指定管理者になることに伴いまして、図書館そのものが廃止されます。したがって、図書館の管理業務は生涯学習課に移管されます。そして、2つには、スポーツ振興課に高校総体業務が追加されることに伴い、規則を改正するものでございます。合わせて、スポーツ施設の名称に錯誤がありましたので、改正いたします。

まずは、(3)を説明いたしますので、新旧対照表の3ページをご覧ください。

こちらが別表第5の第8条関係でございます。左側が旧で、右側が新となります。スポーツ振興課のほうでは、山之口運動公園相撲場を削除いたします。こちらが、公園自体はあるのですけれども、土俵そのものがないことで、削除になりました。

続きまして、その下の山田第一運動公園の9条から一番下の高崎総合運動公園の多目的広場になるのですけれども、この名称は都市公園条例に合わせて、正しい名称にしております。

#### 【報告第128号～第129号、議案第52号～第54号】

○委員長

報告第128号～第129号及び議案第52号、第53号、第54号を学校教育課長よりご説明お願いいたします。

○学校教育課長

報告第**128号**でございます。

都城市教育研究論文選考結果についてでございますが、これにつきましては、2月20日、火曜日、研究論文表彰式において、大変忙しい中、ご出席ありがとうございました。その時の選考順がそのままこの表にあらわれているところでございます。

続きまして、**報告第129号**でございます。

平成30年度都城市小学校フッ化物洗口事業実施要項の制定についてでございます。これは、平成29年度から開始されたものでございますが、まだそれぞれ動きが沢山ございます。まだ少しずつ進んでいるところでございますので、毎年このようにして年度ごとに事業実施要項を作ったほうが良いと法制のほうからアドバイスがありましたので、これから5年ぐらいはこういう形で進みたいと思っております。

では、内容についてお話しします。制定の理由ですが、平成29年度から開始となりました都城市小学校フッ化物洗口事業について、平成30年度の事業実施要項を別紙のとおり定めるものでございます。では、別紙をご覧ください。

この中で、3番、対象学校というのがございます。ここに10校ございますが、残念ながら(4)の乙房小学校は3分の2の賛同が得られず、今年度の実施は見送っているところでございます。しかしながら、関係機関と調整をして、次のページにあります6番、実施方法の中で、(1)事前に本事業に関する説明会を実施するものとし、説明会の対象は教職員及び保護者を対象とする。なお、平成29年度都城市小学校フッ化物洗口事業モデル校のうち、平成29年度に事業を実施することにならなかった学校においては、教職員及び保護者を対象にした説明会を再度行うということで、再度説明会をしたいと思っております。また、平成30年度は、新たにモデル校を10校程度選考することになりました。選定につきましては、3月になりまして、歯科医師会との協議によって、10校を決めていきたいと思っておりますので、決まりました折には、またご報告させていただきたいと思っております。

続きまして、**議案第52号**でございます。

都城市三股町いじめ防止対策専門家委員の選任でございます。選任内容の表が入っているページをご覧ください。これまでとお一人とも異動がなく、全員残留していただきました5名でございます。内田芳夫先生、教育審議の先生でございます。久保正さんは警察官だった方ですが、法律関係で選ばれております。谷口竜太先生、福祉の先生でございます。鳥原眞樹夫先生、法律家でございます。西山繁敏先生、元校長先生でございます。以上のような5名にお願いするところでございます。

続きまして、**議案第53号** 都城市いじめ防止基本方針の改定についてでございます。

この改定につきましては、前回の教育委員会でお知らせいただいたところでございますが、その時に出していただいたご意見と先ほどありましたいじめ対策防止専門家委員会で審議をしていただいた後に、このようにして出させていただきました。

では、少々具体的に話を進めてさせていただきます。赤と青の文字が入っていると思います。赤は1月の定例教育委員会のご意見によって変えてきたところでございます。青は先ほども申しました専門家委員会の審議で変えてきたところでございます。

では、概要版をご覧ください。

まず、3番、教職員評価の留意点と青で書いてありますが、これが教員評価となっております。統一されておりましたので、このところを教職員評価に統一いたします。

続きまして、8番でございます。8番のところは、中原委員からのご指摘がありました、わかりにくいということでございます。ですので、このところを就学前のガイダンス等を利用し、乳児や保護者に対して、いじめ防止の重要性について啓発を行うとすっきりとさせたところでございます。

10番でございます。10番につきましてのご指摘は、ここは県が入れたところございましたけれども、ハワイ航路に出る水産高校のあの船を想定して県は入れてありました。ですので、長期にわたるとかいう文言が入っていたのですが、そのところは、一度は省かせていただいて、例えば、修学旅行とかいう時に、一人になったりとか、遠足の時に一人でお弁当を食べたりとかいうことがないような形でこのところは変えさせていただきました。10番を読ませていただきます。

学校を離れた場所での教育活動における指導の充実。事前指導の徹底やチェックカード等の利用によるいじめの未然防止に努めるとなりました。

そして、11番でございますが、具体的な都城市が使っている言葉を使ってくださいということでございましたので、命の大切さを考える日や地区別学校人権教育研修会の実施と正式名称を入れさせていただきました。

続きまして、目次でございます。目次の際に、赤で文字が入っていると思いますが、いじめの防止等のための対策の内容に関する事項第2のところでございます。ここについて、どこが実際主体となってやるのかというご指摘を赤松委員からいただいたところございましたが、このところに都城市教育委員会におけるいじめの防止等に関する施策と明記しまして、それぞれ小項目につきましても、どこから見ても、都城市教育委員会がこれをやるのだということを表すような形にさせていただきました。

それが終わりました、2番として、小中学校におけるいじめの防止等に関する措置という形で、ここは小中学校にやっていただきますという形になります。このような改正をしたところでございます。

なお、いじめ防止基本方針の策定に係る都城市・三股町いじめ防止専門家委員会で審議された内容がコンパクトにまとめてあります。ほぼご意見でございますが、委員がよく頑張ったとか、これで本当に学校を指導してくださいとかというご意見が多かったのですが、中に質問がございまして、改定版の14ページに、「重大事案における調査の主体は学校なのか」というご質問がありました。基本調査は当然、学校が行います。その場合の子どもたちとか、そういうようなことがございましたけれども、やはり、教育委員会もあわせて調査を行っているということでございます。子どもの自殺、もしくは自殺未遂という事案が起こった時に、両方で取り組んでいくということでございます。

いじめ防止基本法がございますけれども、これは児童となっております。方針では、児童・生徒と記載さ

れていますというご指摘がありまして、統一すべきではないかということだったのですが、法としまして、やはり、児童という言葉しか使っていないのですけれども、我々教育委員会や学校が使うものとしましては児童・生徒というのが一般的でございますから、こちらのほうをそのまま使わせていただきますということでご納得いただきました。

あと2点あります。

学校は児童・生徒に対して傍観者にならず、教職員や保護者、地域住民などに知らせると、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めるとあるが、地域住民まで加えている理由というのが、そこまでやらないといけないのかというご意見がございました。これにつきましては、当然ながら、地区内でのいじめもございます。そういういじめに対応するためには、地区と一緒に立ち上がらないといけない。特に、都城市は学校運営協議会というものがあり、そういう組織を利用しながら、いじめの根絶に向かっていかなければならないというご説明をしたところでございます。

最後ですけれども、教員評価と教職員評価をどう記載すべきか、ということで、教職員に統一させていたでいたところでございます。

それでは、新旧対照表の今回入れさせていただいたところでございます。同じく赤字と青字が入っていると思います。では引き続き、よろしいでしょうか。

**議案第54号**でございます。

平成30年度及び平成31年度の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱についてでございます。2年間の委嘱でございますので、平成30年4月1日から平成32年3月31日が委嘱期間となります。対象となる学校は、都城市が設置する幼稚園、高城にあります。それから、小学校・中学校でございます。見ていただいて、表が入っていると思います。沢山の方々が医師会、歯科医師会、薬剤師会からこの方でお願ひしますという通知が1月22日にまいりました。それに基づいて、このように議案として出させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。

報告と議案を通してお尋ねがありましたら、お願いいたします。

○赤松委員

フッ化物洗口についてなのですが、説明でよくわかったのですが、事業実施モデル校というとらえ方なのですが、先ほどのご説明によると、1校実施に至らなかったという説明があったのですが、実際、実施していないところについても、事業実施モデル校と考えるのですか。

○学校教育課長

乙房小学校につきましては、先ほども説明しましたように、新たに説明をしにまいります。ですので、モデル校から外れていますと、説明しにいく段になりますと、モデル校ではないのということになったりしますので、その点では、モデル校の中に名前を連ねさせていただこうかなと思っております。

○赤松委員

それが平成29年度事業実施モデル校と言ってしまっているのかなと思ったものだから、年度の使い方で新たに、例えばここに9校載せておいて、11校にするとか、そういう考え方ではなくて、あくまでも実施していない学校もモデル校だと。

○学校教育課長

指定だけはモデル校でさせていただいて、必ずモデル校として残っていて、毎年説明会をするというのがしつこいような感じがしますけれども、そのように持っていきたいと思っているところなのです。ですので、新たに平成30年度に10校加わりますけれども、これは平成30年度のモデル校、その中でまた実施ができない学校が出てくるかもしれません。ですが、そのモデル校をずっと置いておきたいと思っております。

ます。

○赤松委員

普通モデル校と10校といたら、通常で考えると10校が全部実施しているように受けとってしまうのではないかと思うものですから、ちょっとそこが気になるなと思って、お聞かせいただきたいと思ったのですが、教育委員会の今のご説明でいくと、気持ちはよくわかるのですけれども、客観的にみた場合、「していないのにモデル校ですか?」と言われた時に、ちょっとつらいかなと思ったりしたのだから。

○学校教育課長

また、検討をさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

○委員長

今のご説明で、ちょっと自分で理解できていなかったものですから、あるいは明道小学校は本年度3分の2の反対がなくて、実施されていて、そうしますと、また、モデル校として翌年度、また保護者のご意見で、ひょっとしたら実施がなくなることがあり得て、そしてまたそれでも説明を続けてまた、翌年度モデル校という立ち位置なのですね。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

ですから、一旦指定したら、そこに必ず説明に入りますという意図なのですけれども、確かに、わかりづらい、モデルになっていないのにモデル校かと言われると、私もちょっと疑問に思いましたので、もう一度整理させていただいていこうと思います。小西委員長の言われるとおりです。

○委員長

そうしますと、私も理解していない者なのですが、この10校から新たにモデル校が上がってくるということがあるのですね。

○学校教育課長

別な10校です。

○委員長

それも同じようなルールで、それはもう大体想定されてやっつけいらっしゃるのですか。

○学校教育課長

うちとしても案はあるのですけれども、歯科医師会と調整をしないと、そこに頻繁に入っていける人がいないといけないということです。

○教育長

そのモデルという言葉自体が最初作った時に、検証していくことがセットになっていますよね。そうすると、モデルを作って、そのモデル校に対してどういうことをするかという検証がセットされているので、ただいま、実施しなかったところは次のモデル校に入れてしまってもいいと思うのです。その年ではなくても、それは検証して行って、本当にそれで効果があったのかどうかというのが、検証結果が出てこなければやめてもいいということになるわけですから、未来永劫にやり続けると考えているわけではないのです。何年度実施対象校という名前にしてもよかったのかもしれない。モデルといったのはそういう意味で、まず、モデルを作ってやってみて、そこで効果があるかどうか検証しましょうというそういう発想で、皆さんに納得をしていただくということもあったと思うのです。やってみて効果があるかどうかを検証しながら進めてまいりますという趣旨だと。

○委員長

ちょっと余計なことですが、乙房小学校の保護者の方たちのご意見では、具体的に想像するのですけれども、やはり、危険性をおっしゃっているわけなのですか。

○学校教育課長

危険性と言いますか、一つは危険性が大きいのではないかということ。それと、歯磨きをしっかりすれば必要ないのではないかというご意見もありました。そういう中で、うちとしての最終的な目標は、子どもたちのむし歯を少なくする方向で、むし歯を少なくする方法の大きなファクターは、保護者の意識、子どもたちの意識だと思うのです。そこで歯磨きを頻繁にしていただければ、ここも逆に下がってくる可能性はあると思っています。そういう意味でも、ここも一緒に経緯を見ていきたいなと思っています。

○委員長

モデル校として継続されるということは、例えば、危険性だけではなくて、通常の歯磨きできちんと管理できるのではないかという意見を醸成するためにも、繰り返しなさるということは意味があるかなと、そこで切るのではなくて、モデル校という名称がどうなのかわかりませんが、そういうご意見が根強いところで歯磨きがきちんとなくなっていくということも大切なことではないかと思えます。

○学校教育課長

今現在、あまり乙房小学校はむし歯の成績は良くないところがございますので、そういう学校が意識改革してどうなるかというの見応えがあるかなと思っています。

○委員長

お尋ねはよろしいでしょうか。

○中原委員

最終的というか、全体で小学校は35ぐらいですから、あと2年ぐらいでほとんどがモデル校になってしまいますね。

○学校教育課長

その次は中学校にいきます。広げるつもりはあります。

歯科医師によれば、12歳からその上の15歳ぐらいまでやっしまえば、後はやらなくても効果はずっと持続すると言っております。実際に、私の子どもたちも幼稚園の年長さんぐらいからフッ化物洗口をやらせたのです。歯が弱いものですから、私も。そしたら、今、26歳と22歳ですけれども、むし歯がないのです。怠惰な生活を送っていると思うのですが、大学生ですから。ですから、それもきちんとした歯が守られている状態が作れるのだそうです。そこへんは個人差があるだろうと思えますけれども。

○中原委員

実際これでモデル校になった経緯という選定理由が、近所の幼稚園、保育園が実施しているというので、ごくごくかぎられた園長先生にしか聞いていないのですけれども、実際このフッ化物洗口を余り理解していらっしゃらない園長先生が多いのです。何か強制的にやらざるを得ない、子どものためにいいことだろうということで、成分のことがどうかというのは、余り熟知というか、深く、実際それはちょっと調べたほうがよいかもしいですよという、もしも何かあった時こわいので、ここは参考になるかなとちょっと心配していたのですが。

○学校教育課長

今、保育園、幼稚園、認定こども園では、毎日フッ化物洗口をやっています。小学校からは週1回、ただし濃度が高めのもので週1回という形になりますので、やっているお子さんは少しずつ効果は出てきてほしいなどは思っているのですけれども。

○教育長

幼稚園ではそういう問題があるということを保護者の方も知っておかないと、何か起きたり、途中でそれが合わないということもあり得る可能性もあるので、それがいいよと宣伝だけで、安易に飛びついてやられたという可能性があるので、背景はちゃんと踏まえた上で、園長さんは、それでもうちがやりましようとおっしゃるのならそれでいいと思うのだけれども、そのへんを保護者に対する啓発も本当は必要なかもしれないけど。

○学校教育課長

その点、両方の情報をお出しして、そして、比べてくださいとか、インターネットで調べてみてくださいという出し方をしているので、その点では判断の材料は出しているつもりなのですが。

○中原委員

ある保育園でも何かそういうきたお知らせを持って、「あっ、しなくてはいけないのだ」と思ってしています。身近なところで聞けば、そんな劇薬を勧めるわけないだろうと、それぐらいの判断です。

○教育長

そのへんが科学的な根拠の認識を持っていなければいけないですね。

○委員長

それでは、お尋ねはよろしいでしょうか。

○赤松委員

議案第53号の新旧対照表でせっかくここまで整理されたのだから、「はじめに」のところの文章で途中空白が開いているところが2ヶ所あるのですが、左側の2行目の、右側から4文字目の「のみならず」の、ちょっとささいないことですが、右のほうにずっていただいて、「のみならず」にも空白がありますから、せっかくここまで整理されてきたら全てきちんと整理したほうがいいと思います。

○学校教育課長

ありがとうございます。

○委員長

それでは、報告第128号、129号を承認させていただきまして、議案第52号、53号、54号を決定させていただきます。

## 10 その他

- (1) 会議録について
- (2) 都城市ホテル等建築審査会委員の推薦について
- (3) 行事報告・予定等

### ①4月定例教育委員会開催予定

日時 平成30年4月4日（木）14：00～

場所 南別館3階委員会室

以上で、3月の定例教育委員会を終了いたします。